

3 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

3.1 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

(1) 異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合

※「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を以降、「臨時の解説情報」と表記

ア 協議会の構成機関の体制

協議会は、異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合、必要に応じて協議を行い、対応にあたる。

北海道、東川町、上川町、美瑛町は、防災対応が必要と判断される場合、表 3-1 の体制を取りつつ、協議結果に基づく防災対応を行う。また、噴火警戒レベル 2 に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、火口周辺規制や登山者等の避難誘導、救助活動等の防災対応の準備を行うことも想定する。

表 3-1 協議会構成機関の体制

北海道	通常体制
東川町	通常体制
上川町	通常体制
美瑛町	通常体制

イ 情報収集・伝達

協議会は、気象庁から臨時の解説情報の発表等の連絡を受けた場合、協議会の構成機関に情報を伝達し共有する。

① 北海道

北海道は、気象庁から臨時の解説情報の発表等の連絡を受けた場合、協議会の構成機関に情報を伝達し共有する。住民、登山者等に対しても、東川町、上川町、美瑛町と連携し、異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表について周知し、今後の情報について注目するように促す。

② 東川町

東川町は、気象庁から臨時の解説情報の発表等の連絡を受けた場合、協議会の構成機関に情報を伝達し共有する。住民、登山者等に対して、異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表について伝達し、今後の情報について注目するよう促す。

また、必要に応じて、協議会と連携し、住民、登山者等への合同説明会を開催する。

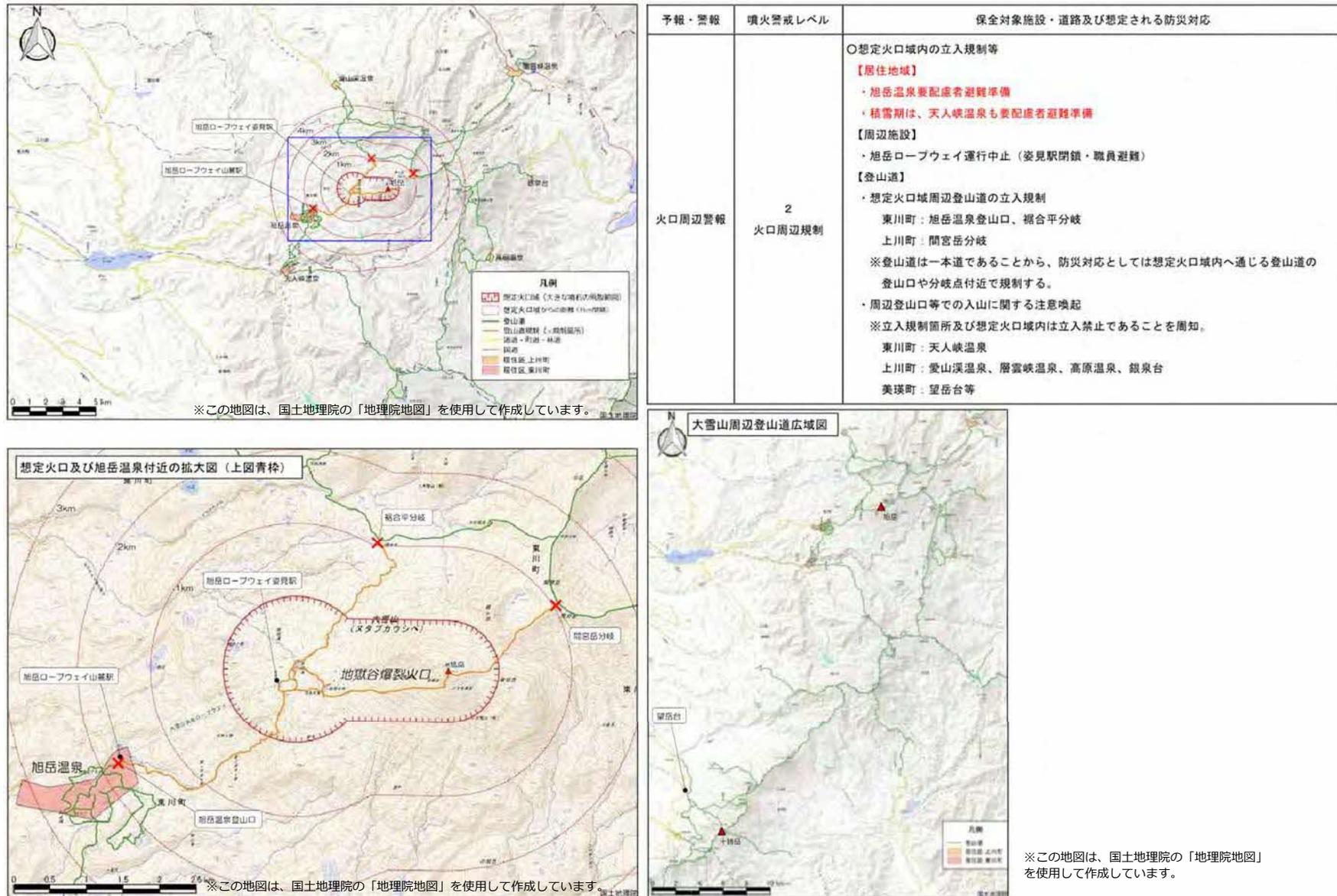
火口周辺の観光施設は、東川町から異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表の連絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達（周知）するとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握、共有に努める。

③ 上川町、美瑛町

上川町、美瑛町は、気象庁から臨時の解説情報の発表等の連絡を受けた場合、必要に応じて協議会の構成機関に情報を伝達し共有するとともに、登山者等に対して、異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表について伝達し、今後の情報について注目するよう注意喚起する。

(2) 噴火警戒レベル2の場合

図 3-1 大雪山噴火警戒レベルと防災対応【噴火警戒レベル2】



ア 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル2に引き上げられた場合、北海道、東川町、上川町、美瑛町は、表3-2の体制をとり、協議会の構成機関との情報共有体制を強化する。

また、協議会での協議を踏まえ、火口周辺規制を実施し、火口周辺の観光施設等と連携して登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するとともに要配慮者等に対する避難準備を呼びかける。

協議会は、あらかじめ定められている火口周辺規制の範囲（想定火口から1 km 圏内）に基づき、火山活動の状況も踏まえ、規制範囲について協議（確認）する。

また、今後、噴火警戒レベルが引き上げられた場合や噴火した場合に備え、入山規制や登山者等の避難、救助活動等の防災対応について協議する。

表 3-2 協議会構成機関の体制

北海道	第1非常配備
東川町	情報連絡本部
上川町	災害情報連絡室
美瑛町	情報連絡本部

イ 情報収集・伝達

① 北海道

北海道は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に伝達し情報を共有する。

また、住民、登山者等に対して、ホームページ、消防防災ヘリ、報道発表等により噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について周知するとともに、その対応状況について、協議会の構成機関に伝達し情報を共有する。

② 東川町

東川町は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に伝達し情報を共有する。また、防災行政無線、緊急速報メール、広報車での巡回、ホームページや各種SNSの活用、UHB地デジ広報により、住民、登山者等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について周知する。また、火口周辺の観光施設等の管理者を通じて、登山者等の情報を収集し、北海道等に伝達する。

また、必要に応じて、住民、登山者等への合同説明会を開催する。

火口周辺の観光施設等は、東川町から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知するとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、東川町に報告する。

住民、登山者等への周知については、東川町として以下の内容を周知する。

<住民向けの周知内容（文例）>

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、火口から1km圏に火口周辺規制がかかります。
〇〇地区のお年寄りの方等避難に時間がかかる方は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。
住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
次は、〇〇時間後にお知らせします。

<登山者向けの周知内容（文例）>

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、火口から1km圏に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる登山者・観光客の皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

<緊急時におけるメールの内容（文例）>

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、火口から1km圏に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

③ 上川町、美瑛町

上川町、美瑛町は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に情報伝達し情報共有を図る。

また、必要に応じてホームページ等により、登山者等に対して噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について周知するとともに、町内の関係機関に情報を伝達し情報共有を図る。

登山者等への周知については、以下の内容を周知する。

< 登山者向けの周知内容（文例） >

こちらは、上川（美瑛）町です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、火口から1km圏に火口周辺規制がかかります。規制範囲内にいる登山者等の皆様は、規制範囲外への避難をお願いします。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

< 緊急時におけるメールの内容（文例） >

こちらは、上川（美瑛）町です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（火口周辺）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられました。
これにより、火口から1km圏に火口周辺規制がかかります。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。

ウ 火口周辺規制

各町及び各関係機関は、図 3-1 に示す火口周辺規制に必要な措置を講ずる。

なお、規制する登山道、路線、区間等については、噴火の状況等に応じて変更する場合があります。

警察、消防は、立入規制区域内の逃げ遅れた者等がないか確認する。

エ 登山者等の避難誘導

避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への誘導について施設等と連携し対応する。

① 北海道

北海道は、ホームページ、消防防災ヘリ、報道発表等により登山者等に火口周辺規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

また、東川町、上川町、美瑛町、警察等と連携し、登山者等の避難状況を収集するとともに、協議会の構成機関と情報を共有する。

② 東川町、上川町、美瑛町

東川町、上川町、美瑛町は、防災行政無線、緊急速報メール、観光施設等への連絡などの可能な手段を用い、登山者等に火口周辺規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかけるとともに、必要に応じて規制範囲外への避難誘導を行う。

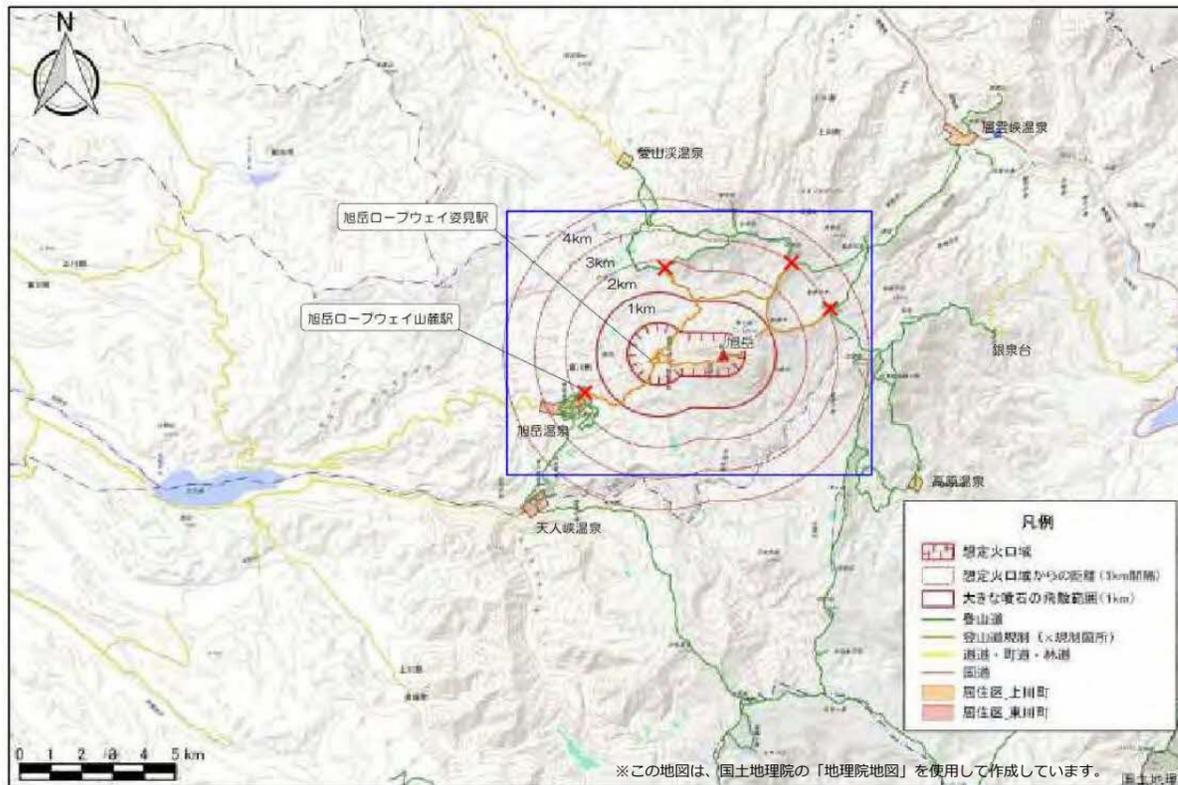
避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について観光施設や観光関係団体等と連携し対応する。また、登山者等の避難に必要な輸送手段等の確保を行う。

③ その他機関

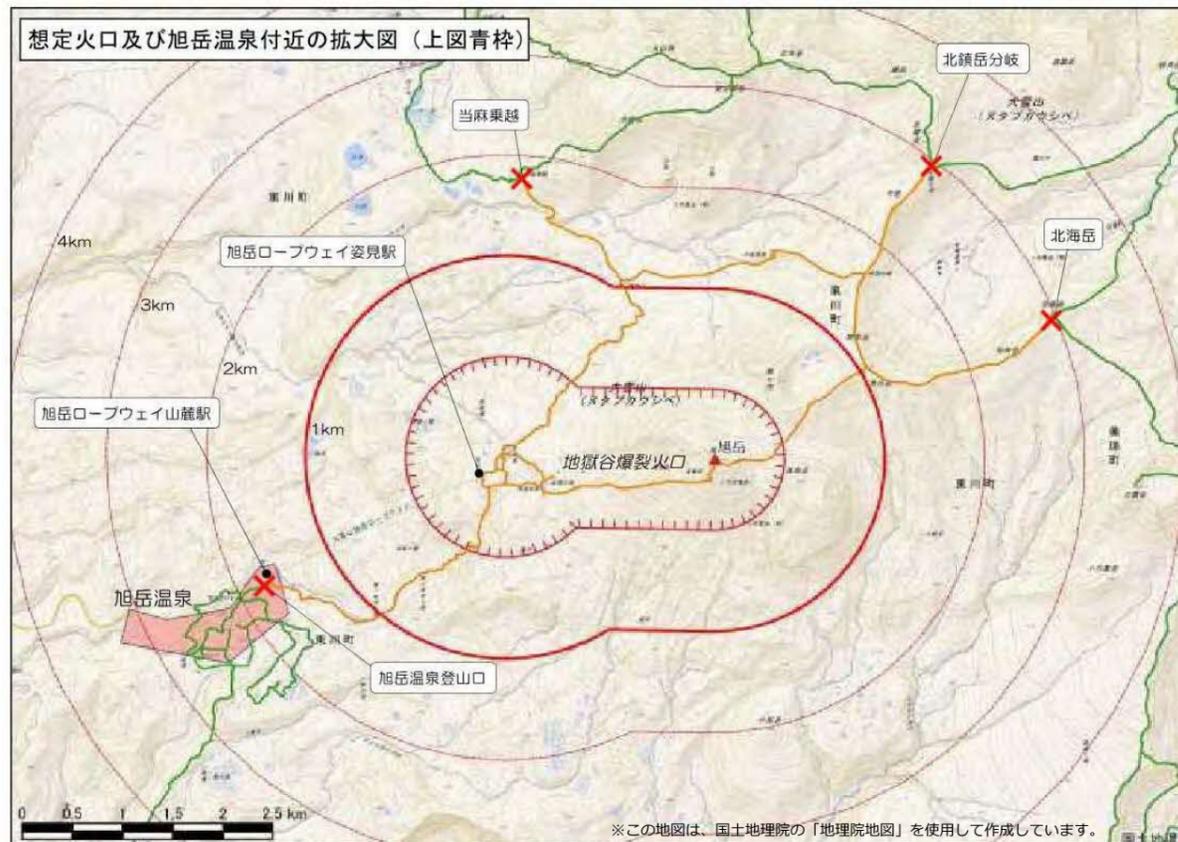
警察、消防等は、火山活動の状況を勘案しながら、火口周辺の規制範囲内に逃げ遅れた者がいないかを確認するとともに、必要に応じて登山者等の避難誘導にあたる。

(3) 噴火警戒レベル4の場合

図 3-2 大雪山噴火警戒レベルと防災対応【噴火警戒レベル4（噴火シナリオ：ケース1〈水蒸気噴火〉）】



予報・警報	噴火警戒レベル	保全対象施設・道路及び想定される防災対応
噴火警報	4 避難準備	<p>○想定火口域から概ね2 km以内の立入規制及び居住地域の避難準備等</p> <p>※ケース1の影響範囲は、想定火口域から概ね1 km以内（大きな噴石の飛散範囲）だが、防災対応としては、ケース2（レベル5）へ移行する可能性を踏まえ、想定火口域から概ね2 km以内での避難準備等が必要。</p> <p>【居住地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭岳温泉避難準備（要配慮者避難） 積雪期は、天人峡温泉も避難準備（要配慮者避難） ※積雪期は、ケース2（レベル5）で天人峡温泉が避難となる為 <p>【周辺施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭岳ロープウェイ運行中止（山麓駅職員避難準備） <p>【登山道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定火口域から概ね2 km以内の登山道の立入規制 東川町：旭岳温泉登山口、当麻乗越 上川町：北鎮岳分岐、北海岳 ※登山道は一本道であることから、防災対応としては想定火口域から概ね2 km以内へ通じる登山道の登山口や分岐点付近で規制する。 周辺登山口等での入山に関する注意喚起 ※立入規制箇所及び想定火口域から概ね2 km以内は立入禁止であることを周知。 東川町：天人峡温泉 上川町：愛山溪温泉、層雲峡温泉、高原温泉、銀泉台 美瑛町：望岳台等



ア 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル4に引き上げられた場合、北海道、東川町、上川町、美瑛町は、表 3-3 の体制をとり、協議会の構成機関との情報共有体制を強化する。

また、協議会での協議を踏まえ、入山規制を実施し、火口周辺の観光施設等と連携し登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導するとともに、避難対象地域に対して、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、要配慮者の避難を呼びかけ避難誘導する等、避難準備の措置を講じる。

協議会は、あらかじめ定められている入山規制の範囲（想定火口から2 km 圏内）及び避難対象地域（地区単位）に基づき、火山活動の状況も踏まえ、規制範囲及び避難対象地域（地区単位）について協議（確認）するとともに、それぞれの防災対応にあたる。

また、今後、噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、避難対象地域（地区単位）や避難経路、避難所等の確認、避難誘導體制等の防災対応について協議し、各機関の準備を促す。

※ レベル3は、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生が予想されるため、火山活動が高まっていく段階では使用せず、レベル4、5から下げる段階で状況に応じて発表する場合がある。

表 3-3 協議会構成機関の体制

北海道	災害対策本部
東川町	災害対策本部
上川町	災害対策本部
美瑛町	情報連絡本部

イ 情報収集・伝達

① 北海道

北海道は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に伝達し情報を共有する。住民、登山者等に対して、ホームページ、消防防災ヘリ、報道発表等により噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や入山規制及び避難準備の実施について周知するとともに、その対応状況について、協議会の構成機関に伝達し情報を共有する。

② 東川町

東川町は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に情報伝達し情報共有を図る。また、防災行政無線、緊急速報メール、広報車での巡回、ホームページや各種SNSの活用、UHB地デジ広報により、住民、登山者等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や入山規制及び避難準備の実施について周知する。また、火口周辺の観光施設等の管理者を通じて、住民、登山者等の情報を収集し、北海道等に伝達する。

また、必要に応じて、住民、登山者等への合同説明会を開催する。

観光施設等は、東川町から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や入山規制及び避難準備の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知するとともに、施設利用者や周辺の住民、登山者等の人数等の把握に努め、東川町に報告する。

住民、登山者等への周知については、東川町として以下の内容を周知する。

<住民向けの周知内容（文例）>

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル4（避難準備）に引き上げられました。
これより、〇〇地区において、避難準備・高齢者等避難開始を発表します。
お年寄りの方等は、直ちに〇〇（避難所）へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。
住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
なお、大雪山（旭岳）には、入山規制がかけられます。
（以上繰り返し）

<登山者向けの周知内容（文例）>

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル4（避難準備）に引き上げられました。
これにより、火口から2km圏に入山規制がかかります。規制範囲内にいる登山者・観光客の皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
（以上繰り返し）

<緊急時におけるメールの内容（文例）>

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル4（避難準備）に引き上げられました。
これより、火口から2km圏の入山規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、周辺施設の職員や警察、消防等の指示に従い、規制範囲外への避難をお願いします。
また、〇〇地区において、避難準備・高齢者等避難開始を発表します。お年寄りの方等は、直ちに〇〇（避難所）へ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。また、それ以外の皆様についても、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

③ 上川町、美瑛町

上川町、美瑛町は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に情報伝達し情報共有を図る。

また、必要に応じて防災行政無線、緊急速報メール、ホームページなど可能な手段を用い、住民、登山者等に噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について周知するとともに、町内の関係機関に情報を伝達し情報共有を図る。

登山者等への周知については、以下の内容を周知する。

<登山者等に向けた周知内容（文例）>

こちらは、上川町（美瑛町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル4（避難準備）に引き上げられました。
これにより、火口から2km圏に入山規制がかかります。規制範囲内にいる皆様は、規制範囲外への避難をお願いします。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

<緊急時におけるメールの内容（文例）>

こちらは、上川町（美瑛町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル4（避難準備）に引き上げられました。
これより、火口から2km圏の入山規制がかかります。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

ウ 入山規制及び避難準備

各町及び各関係機関は、図 2-5 に示す入山規制及び避難準備等に必要な措置を講じる。

なお、規制する登山道、路線、区間等については、噴火の状況等に応じて変更する場合がある。

警察、消防は、立入規制区域内の逃げ遅れた者や避難対象地区に要配慮者等がないか確認する。

エ 入山規制に伴う登山者等の避難誘導

① 北海道

北海道は、ホームページ、消防防災ヘリ、報道発表等により登山者等に入山規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

また、東川町、上川町、美瑛町、警察、消防等と連携し、登山者等の避難状況を収集するとともに、協議会の構成機関と情報を共有する。

② 東川町、上川町、美瑛町

東川町、上川町、美瑛町は、防災行政無線、緊急速報メール、観光施設等への連絡など可能な手段を用い、登山者等に入山制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかけるとともに、必要に応じて規制範囲外への避難誘導を行う。

避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について火口周辺の観光施設や観光関係団体等と連携し対応する。

また、登山者等の避難に必要な輸送手段等の確保を行う。

③ その他機関

警察、消防等は、火山活動の状況を勘案しながら、登山道周辺の規制範囲内に逃げ遅れた者がいないか確認するとともに、必要に応じて登山者等の避難誘導にあたる。

オ 避難準備に伴う避難所等の開設

東川町は、噴火警戒レベル4（居住地域）でも多くの住民等が避難行動を開始した場合等は、直ちに避難所を開設する。なお、親戚、知人等の元に避難する場合は、避難対象地域（地区単位）の避難誘導を行う者に避難先及び連絡先を報告することとする。

避難所開設箇所は次のとおりとし、災害時に速やかに開設できるよう準備を行う。

表 3-4 東川町避難所

【東川町】

通し番号	No.	避難所名	所在地	上段：UTM 座標 中段：緯度 下段：経度	収容人数
1	1	第3小学校	東川町東8号南1番地	54TXP25783615 N43°40'3.83" E142°33'36.65"	260
2	2	第3地区コミュニティセンター	東川町東8号北1丁目 5-2	54TXP25973630 N43°40'8.51" E142°33'45.13"	80

カ 避難準備に伴う要配慮者の避難誘導・住民等の避難準備

東川町は、噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合、避難対象地域（地区単位）に避難準備・高齢者等避難開始を発令し、この段階で要配慮者の避難誘導を優先して行う。また、警察、消防、避難支援等関係者等と協力し避難誘導を行い、避難行動要支援者名簿等により、安否確認や避難完了の確認等を行う。住民等に対しては防災行政無線等を用いて、避難準備を行うよう呼びかける。

警察、消防は、東川町の要請を受け、要配慮者の避難誘導等を行う。また、避難行動要支援者の避難誘導に際して、避難行動要支援者名簿等を活用し、施設職員や他の避難支援者等関係者とも協力して行う。

キ 避難準備に伴う避難対象地域にいる観光客等の帰宅支援

東川町は、避難対象地域にいる観光客等に対して、交通機関の運行状況等に関する情報を提供し、帰宅支援を行う。また、必要に応じて、バスやタクシー等の交通手段を確保し、観光客等の輸送を行う。

ク 避難準備に伴う避難促進施設による避難誘導

要配慮者が利用する避難促進施設は、東川町の避難準備・高齢者等避難開始の発令に従い、避難誘導を実施する。

要配慮者が利用する避難促進施設等から依頼があった場合、受入先の確保・調整、要配慮者の輸送手段の手配等を行う。

北海道は、要配慮者が利用する避難促進施設等の避難に際して、東川町から要請があった場合、受入先の確保・調整や輸送手段の手配等の支援を行う。

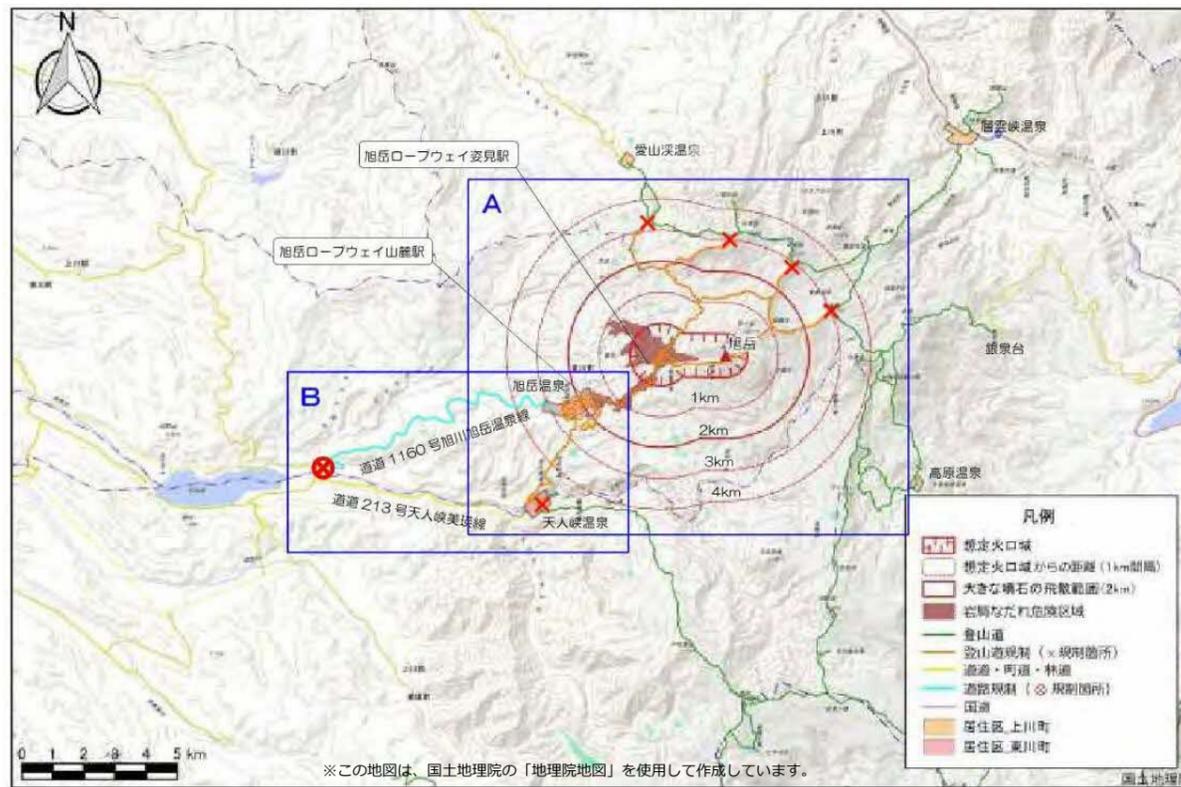
表 3-5 避難対象地域に位置する避難促進施設一覧

自治体	施設種別 ■集客施設系 交通/宿泊/屋外/ その他屋内■要配慮 者施設系 医療/その他要配慮 者施設	施設名	住所・連絡先	想定利用者 数
東川町	交通	大雪山旭岳ロープウェイ山麓駅	東川町旭岳温泉 大雪山旭岳ロープウェイ 0166-68-9111	100
東川町	交通	大雪山旭岳ロープウェイ姿見駅	東川町旭岳温泉 大雪山旭岳ロープウェイ 0166-68-9111	100

東川町	その他	旭岳ビジターセンター	東川町旭岳温泉 旭岳ビジターセンター 0166-97-2153	150
東川町	宿泊	旭岳温泉ホテルベアモンテ	東川町旭岳温泉 旭岳温泉ホテルベアモンテ 0166-97-2325	310
東川町	宿泊	旭岳温泉ホテルディアバレー	東川町旭岳温泉 旭岳温泉ホテルディアバレー 0166-97-2334	54
東川町	宿泊	旭岳温泉 湯本 湧駒荘	東川町旭岳温泉 湯本 湧駒荘 0166-97-2101	140
東川町	宿泊	ラビスタ大雪山	東川町旭岳温泉 ラビスタ大雪山 0166-97-2323	180
東川町	宿泊	大雪山白樺荘	東川町旭岳温泉 大雪山白樺荘 0166-97-2246	68
東川町	宿泊	大雪山山荘	東川町旭岳温泉 大雪山山荘 0166-97-2326	16
東川町	宿泊	アートビレッジ杜季	東川町旭岳温泉 アートビレッジ杜季 0166-97-2222	8
東川町	屋外	旭岳青少年野営場	東川町旭岳温泉 旭岳青少年野営場 0166-97-2544	15
東川町	宿泊	御やどしきしま荘	東川町天人峡温泉 御やどしきしま荘 0166-97-2141	76
東川町	その他	大雪水資源保全センター	東川町ノカナン 1046 番 41 株式会社大雪水資源保全センター 0166-97-2525	16

(4) 噴火警戒レベル5の場合

図 3-3 大雪山噴火警戒レベルと防災対応【噴火警戒レベル5（噴火シナリオ：ケース2〈水蒸気噴火・マグマ水蒸気噴火〉）】※非積雪期



予報 警報	噴火警戒 レベル	保全対象施設・道路及び想定される防災対応
噴火警報	5 避難	<p>○想定火口域から概ね2 km以内及び岩屑なだれ危険区域の立入規制（居住地域の避難）等</p> <p>【居住地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭岳温泉避難 ※降灰の状況によっては、避難等の防災対応検討（天人峡温泉、愛山溪温泉、層雲峡温泉、高原温泉） <p>【周辺施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭岳ロープウェイ山麓駅閉鎖（山麓駅職員避難） <p>【登山道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定火口域から概ね2 km以内の登山道の立入規制 東川町：天人峡温泉登山口 上川町：沼の平分岐、安足間岳、北海岳、北鎮岳分岐 ※登山道は一本道であることから、防災対応としては想定火口域から2 km以内へ通じる登山道の登山口や分岐点付近で規制する。 周辺登山口等での入山に関する注意喚起 ※立入規制箇所及び想定火口域から概ね2 km以内は立入禁止であることを周知。 上川町：愛山溪温泉、層雲峡温泉、高原温泉、銀泉台 美瑛町：望岳台等（地図外） <p>【道道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1160号旭川旭岳温泉線通行止（既設ゲート閉鎖：ノカナンゲート） <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山活動の状況により周辺林道閉鎖等の防災対応を検討（俵真布忠別線は通行不可）

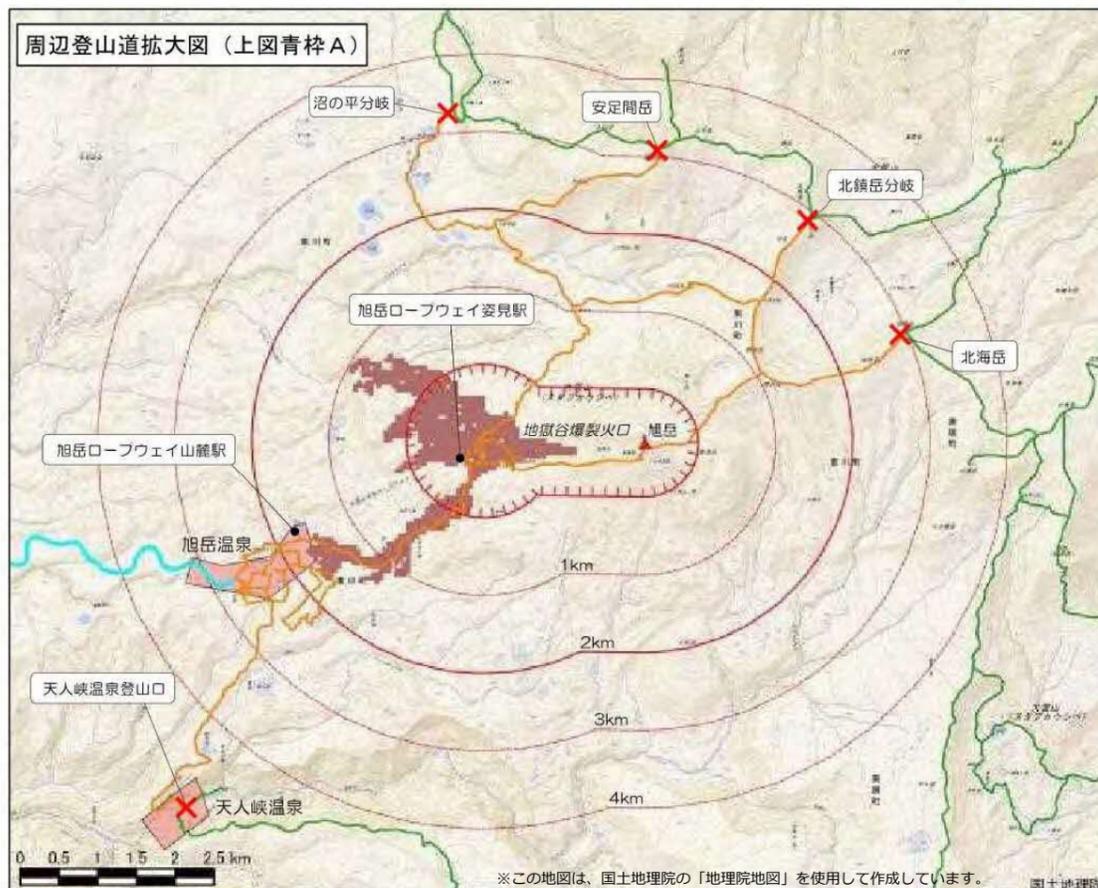
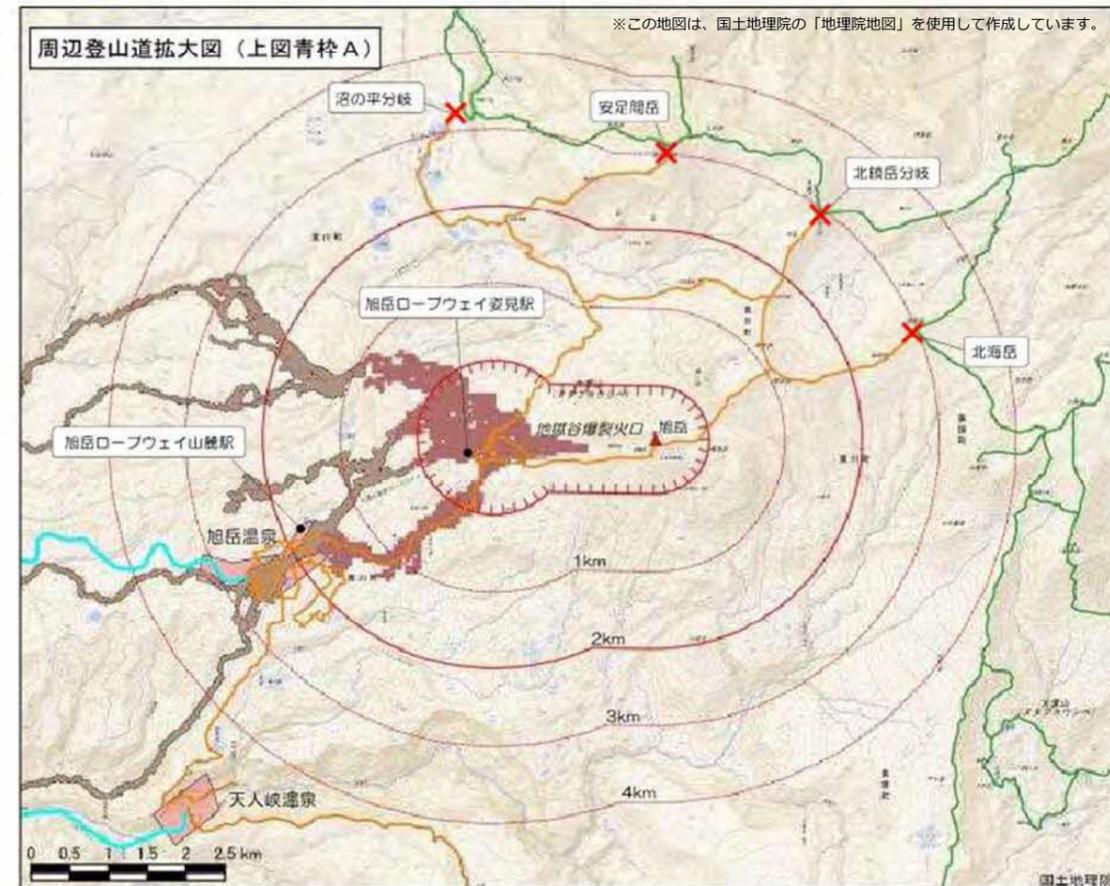
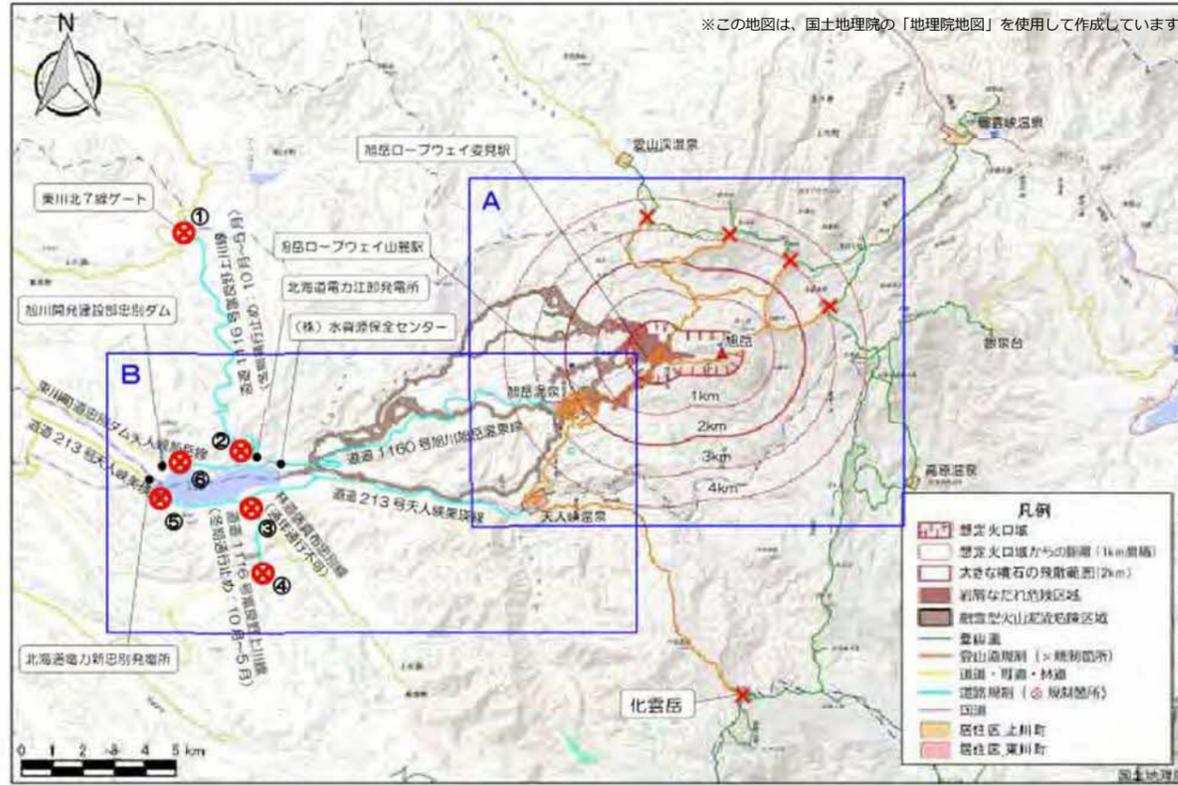


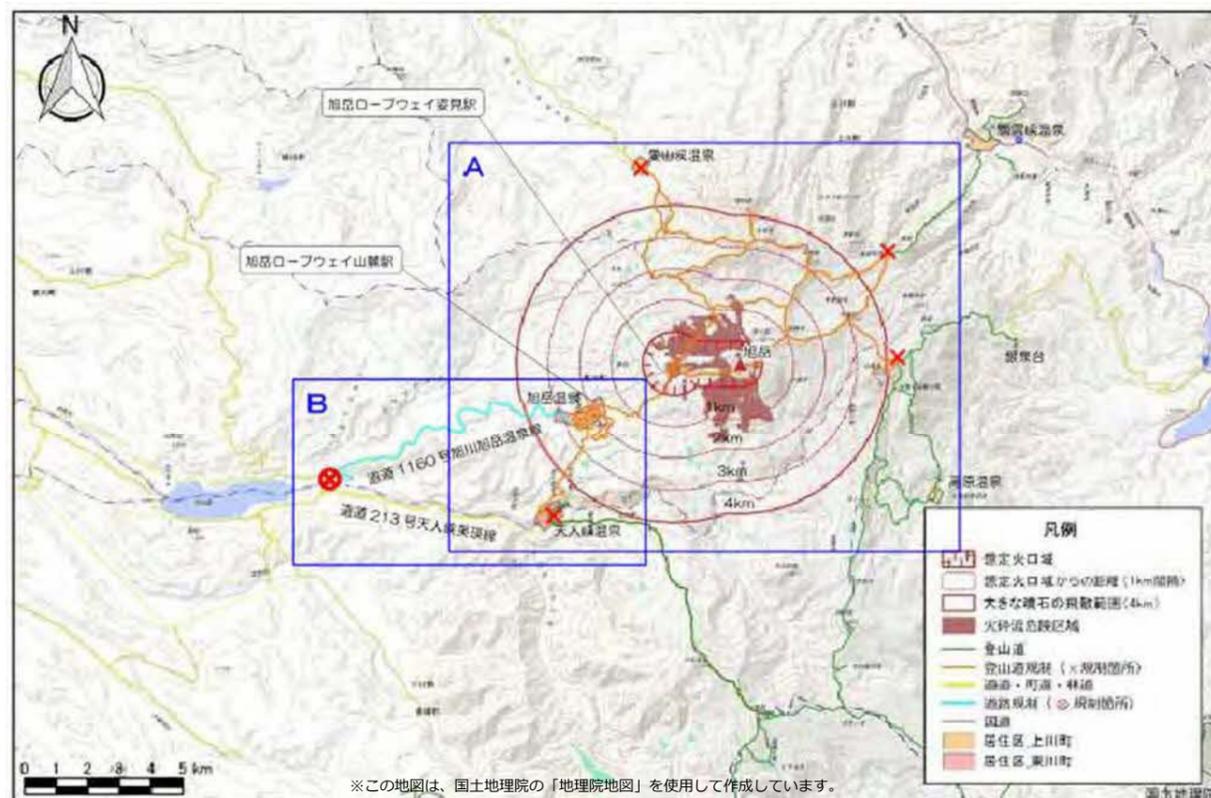
図3-4 大雪山噴火警戒レベルと防災対応【噴火警戒レベル5（噴火シナリオ：ケース2〈水蒸気噴火・マグマ水蒸気噴火〉）】※積雪期



予報・警報	噴火警戒レベル	保全対象施設・道路及び想定される防災対応
噴火警報	5 避難	<p>○想定火口域から概ね2 km以内及び泥流・岩屑なだれ危険区域の立入規制（居住地域の避難）等</p> <p>【居住地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭岳温泉及び天人峡温泉避難 <ul style="list-style-type: none"> ※天人峡温泉は、泥流の直接の影響は受けないが、温泉に通ずる道路通行止に伴い孤立する為避難 ※降灰の状況によっては、避難等の防災対応検討（愛山溪温泉、層雲峡温泉、高原温泉） <p>【周辺施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭岳ロープウェイ山麓駅閉鎖（山麓駅職員避難） 榑水資源保全センター職員避難 <p>【登山道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定火口域から概ね2 km以内の登山道の立入規制 <ul style="list-style-type: none"> 東川町：東川町内の登山道は、旭岳温泉及び天人峡温泉避難（立入禁止）に伴い閉鎖 上川町：沼の平分岐、安定間岳、北海岳、北嶺岳分岐 美瑛町：化雲岳 ※登山道は一本道であることから、防災対応としては想定火口域から概ね2 km以内へ通じる登山道の登山口や分岐点付近で規制する。 ※天人峡温泉～化雲岳の登山道は、天人峡温泉避難（立入禁止）に伴い閉鎖 周辺登山口等での入山に関する注意喚起 ※立入規制箇所及び想定火口域から概ね2 km以内は立入禁止であることを周知。 上川町：愛山溪温泉、層雲峡温泉、高原温泉、銀泉台 美瑛町：望岳台等（地図外） <p>【道道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1116号富良野上川線通行止 <ul style="list-style-type: none"> （既設ゲート閉鎖：①東川北7線ゲート、②チョボチナイゲート、③忠別ゲート、④俵真布第三ゲート） ※1116号富良野上川線については、例年10月～5月まで冬期通行止め 213号天人峡美瑛線通行止（忠別ダム堤体より上流側に仮設ゲート設置⑤） 1160号旭川旭岳温泉線は、上記道道及び町道忠別ダム天人峡旭岳線一部区間閉鎖に伴い通行止 <p>【町道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 忠別ダム天人峡旭岳線一部区間閉鎖（忠別ダム管理事務所より上流側に仮設ゲート設置⑥） <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山活動の状況により北海道電力江卸発電所職員避難等の防災対応検討 火山活動の状況により周辺林道閉鎖等の防災対応を検討（俵真布忠別線は通行不可） 忠別湖周辺広場（旭川開発建設部管理）は冬期閉鎖



図 3-5 大雪山噴火警戒レベルと防災対応【噴火警戒レベル5（噴火シナリオ：ケース3〈マグマ噴火〉）】※非積雪期



予報・警報	噴火警戒レベル	保全対象施設・道路及び想定される防災対応
噴火警報	5 避難	<p>○想定火口域から概ね4 km以内及び火砕流危険区域の立入規制（居住地域の避難）等</p> <p>【居住地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭岳温泉避難 天人峡温泉避難準備（要配慮者避難） ※降灰の状況によっては、避難等の防災対応検討（天人峡温泉、愛山溪温泉、層雲峡温泉、高原温泉） <p>【周辺施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭岳ロープウェイ山麓駅閉鎖（山麓駅職員避難） <p>【登山道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定火口域から概ね4 km以内の登山道の立入規制 東川町：天人峡温泉登山口 上川町：愛山溪温泉登山口、黒岳石室、白雲岳分岐 ※登山道は一本道であることから、防災対応としては想定火口域から概ね4 km以内へ通じる登山道の登山口や分岐点付近で規制する。 周辺登山口等での入山に関する注意喚起 ※立入規制箇所及び想定火口域から概ね4 km以内は立入禁止であることを周知。 上川町：層雲峡温泉、高原温泉、銀泉台 美瑛町：望岳台等（地図外） <p>【道道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1160号旭川旭岳温泉線通行止（既設ゲート閉鎖：ノカナンゲート） <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山活動の状況により周辺林道閉鎖等の防災対応を検討（儀真布忠別線は通行不可）

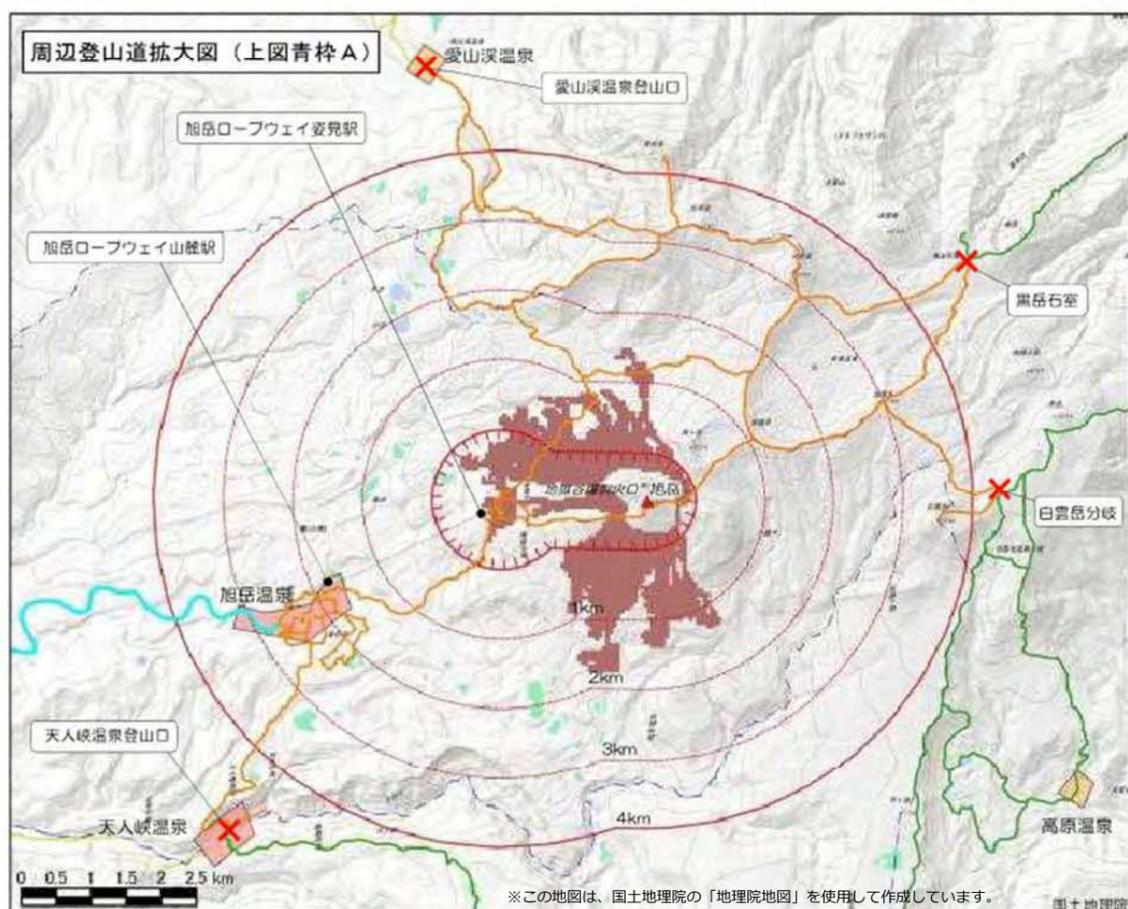
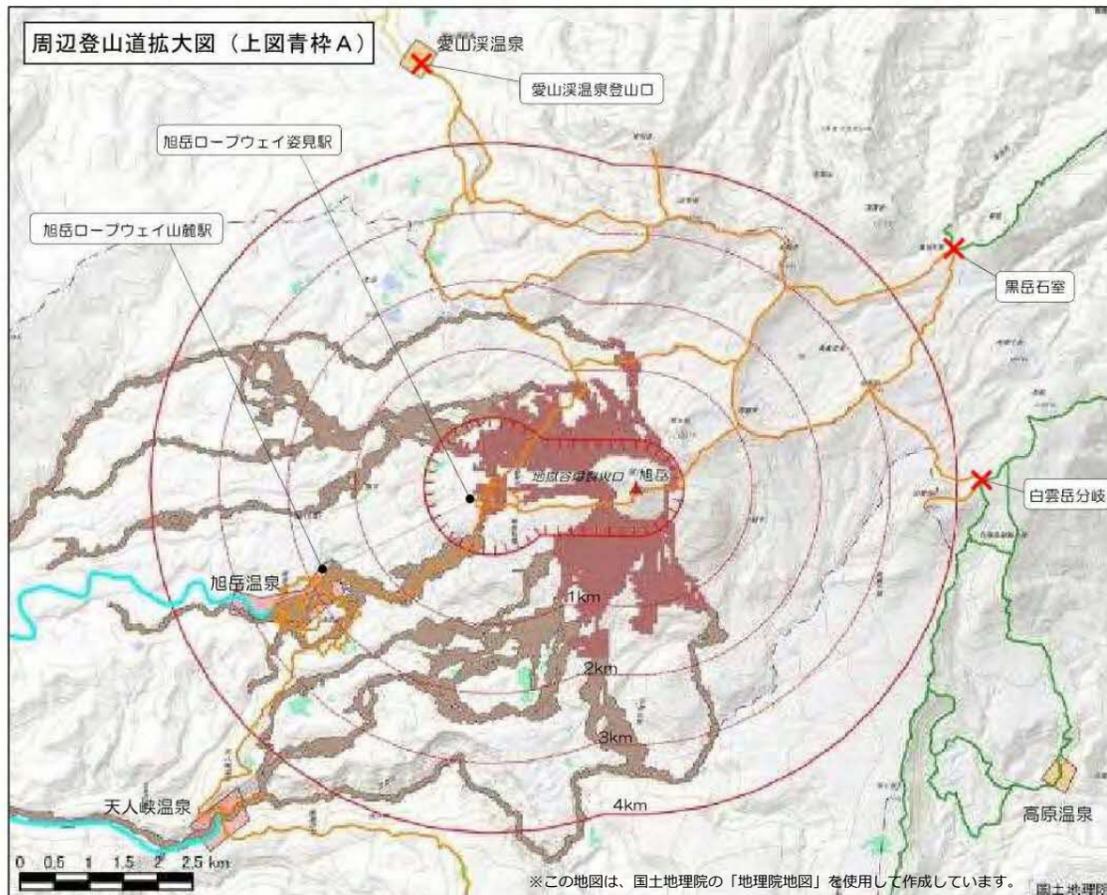
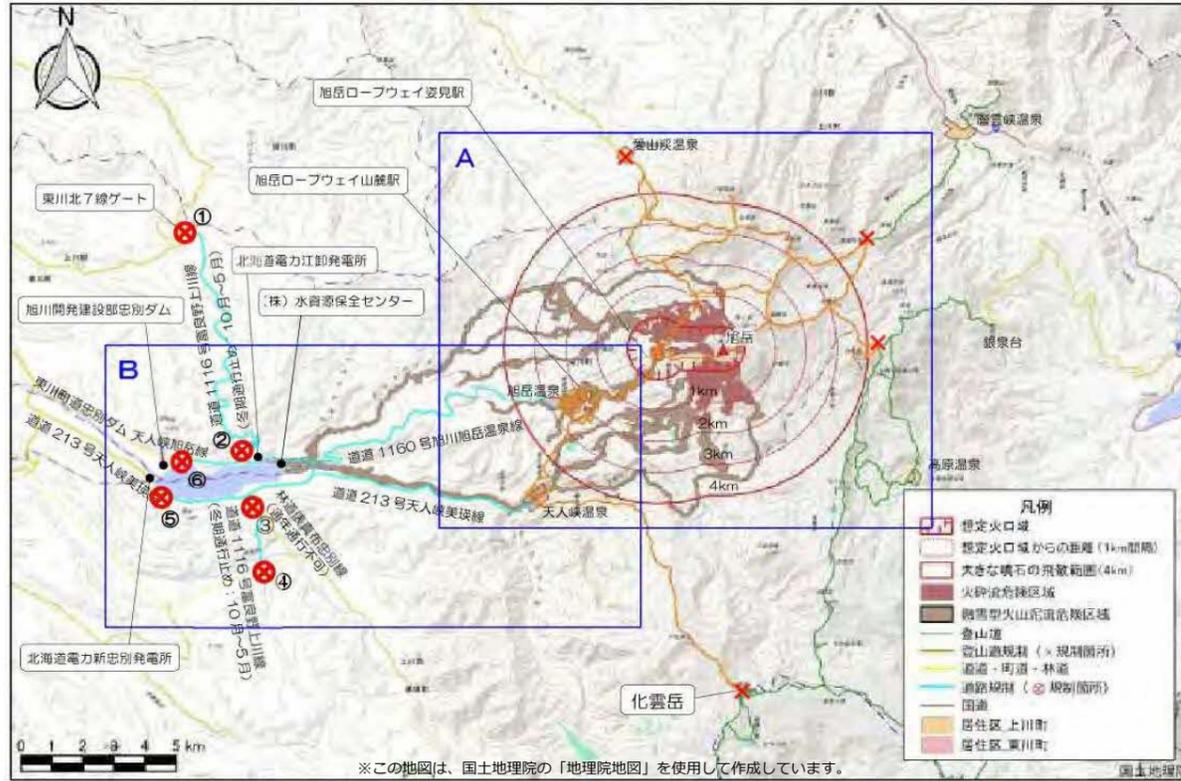


図 3-6 大雪山噴火警戒レベルと防災対応【噴火警戒レベル5（噴火シナリオ：ケース3〈マグマ噴火〉）】※積雪期



予報・警報	噴火警戒レベル	保全対象施設・道路及び想定される防災対応
噴火警報	5 避難	<p>○想定火口域から概ね4 km以内及び泥流・火砕流危険区域の立入規制（居住地域の避難）等</p> <p>【居住地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭岳温泉及び天人峡温泉避難 ※降灰の状況によっては、避難等の防災対応検討（愛山溪温泉、層雲峡温泉、高原温泉） <p>【周辺施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭岳ロープウェイ山麓駅閉鎖（山麓駅職員避難） （株）水資源保全センター職員避難 <p>【登山道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 想定火口域から概ね4 km以内の登山道の立入規制 東川町：東川町内の登山道は、旭岳温泉及び天人峡温泉避難（立入禁止）に伴い閉鎖 上川町：愛山溪温泉登山口、黒岳石室、白雲岳分岐 美瑛町：化雲岳 ※登山道は一本道であることから、防災対応としては想定火口域から概ね4 km以内へ通じる登山道の登山口や分岐点付近で規制する。 ※天人峡温泉～化雲岳の登山道は、天人峡温泉避難（立入禁止）に伴い閉鎖 周辺登山口等での入山に関する注意喚起 ※立入規制箇所及び想定火口域から概ね4 km以内は立入禁止であることを周知。 上川町：層雲峡温泉、高原温泉、銀泉台 美瑛町：望岳台等（地図外） <p>【道道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1116号富良野上川線通行止 （既設ゲート閉鎖：①東川北7線ゲート、②チョボチナイゲート、③忠別ゲート、④依真布第三ゲート） ※1116号富良野上川線については、例年10月～5月まで冬期通行止め 213号天人峡美瑛線通行止（忠別ダム堤体より上流側に仮設ゲート設置⑤） 1160号旭川旭岳温泉線は、上記道道及び町道忠別ダム天人峡旭岳線一部区間閉鎖に伴い通行止 <p>【町道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 忠別ダム天人峡旭岳線一部区間閉鎖（忠別ダム管理事務所より上流側に仮設ゲート設置⑥） <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山活動の状況により北海道電力江卸発電所職員避難等の防災対応検討 火山活動の状況により周辺林道閉鎖等の防災対応を検討（依真布忠別線は通行不可） 忠別湖周辺広場（旭川開発建設部管理）は冬期閉鎖



ア 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル5に引き上げられた場合、北海道、東川町、上川町、美瑛町は、表3-6の体制（情報連絡体制）をとり、協議会の構成機関との情報共有体制を強化する。

また、協議会での協議を踏まえ、協議会の構成機関で連携し住民等を安全に避難対象地地域へ避難誘導する。

協議会は、あらかじめ定められている規制範囲(想定火口から2又は4km圏内)に基づき、火山活動の状況も踏まえ、避難対象地域(地区単位)について協議（確認）する。

表 3-6 協議会構成機関の体制

北海道	災害対策本部
東川町	災害対策本部
上川町	災害対策本部
美瑛町	情報連絡本部

イ 情報収集・伝達

① 北海道

北海道は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に伝達し情報を共有する。住民等に対して、ホームページ、消防防災ヘリ、報道発表等により噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難勧告及び避難指示について周知するとともに、その対応状況について、協議会の構成機関に伝達し情報を共有する。

② 東川町

東川町は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に情報伝達し情報共有を図る。また、防災行政無線、緊急速報メール、広報車で巡回、ホームページや各種SNSの活用、UHB地デジ広報により、住民等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難の実施について周知する。また、火口周辺の観光施設等の管理者を通じて、住民等の情報を収集し、北海道等に伝達する。

住民等への周知については、東川町として以下の内容を周知する。

<住民向けの周知内容（文例）>

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。
これより、〇〇地区において、避難勧告（指示）を発令します。
住民の皆様は、直ちに〇〇（避難所）へ避難してください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
なお、入山規制は継続中です。
（以上繰り返し）

<緊急時におけるメールの内容（文例）>

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に噴火警報（居住地域）が大雪山（旭岳）に発表され、噴火警戒レベル5（避難）に引き上げられました。
これより、〇〇地区において、避難勧告（指示）を発令します。
住民の皆様は、直ちに〇〇（避難所）へ避難してください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
なお、入山規制は継続中です。

③ 上川町、美瑛町

上川町、美瑛町は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、協議会の構成機関に情報伝達し情報共有を図る。

また、必要に応じて防災行政無線、緊急速報メール、ホームページなど可能な手段を用い、登山者等に噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や入山規制の周知を継続的に実施する。

ウ 通行規制等

各町及び各関係機関は、以下に示す避難等に必要な措置を講ずる。

- ・噴火シナリオ：ケース2〈水蒸気噴火・マグマ水蒸気噴火〉非積雪期は図3-3
- ・噴火シナリオ：ケース2〈水蒸気噴火・マグマ水蒸気噴火〉積雪期は図3-4
- ・噴火シナリオ：ケース3〈マグマ噴火〉非積雪期は図3-5
- ・噴火シナリオ：ケース3〈マグマ噴火〉積雪期は図3-6

なお、規制する登山道、路線、区間等については、噴火の状況等に応じて変更する場合があります。

警察、消防は、避難対象地域に逃げ遅れた住民等がいらないか確認する。

エ 避難所等の開設

東川町は、避難勧告・指示（緊急）を発令した場合、速やかに避難所等を開設し、避難者の受け入れを行う。避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を確保するとともに必要な物資等の供給を適切に行う。

北海道は、避難生活が長期化することを考慮した避難所等の確保や物資等の供給に関して支援する。

避難所の開設については、噴火警戒レベル4に準じる。

オ 住民等の避難誘導

東川町は、避難対象地域（地区単位）に対して避難勧告・指示（緊急）を発令するとともに、住民等の避難誘導を行い、必要に応じて避難者の輸送手段を確保する。北海道は必要に応じ輸送手段の確保を支援する。

警察、消防等は、東川町と協力して住民等の避難誘導にあたる。

東川町長は、地域に重大な影響を及ぼす噴火等が発生し、又は発生が予想される場合で、応急措置のために必要があると認めたときは、知事（上川総合振興局長）に対して自衛隊の災害派遣を要請するように求める。

カ 避難促進施設による避難誘導

避難促進施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや避難勧告・指示（緊急）が発令されたことを周知する。また、東川町等の支援のもと、避難対象地域外への避難誘導を行う。

東川町は、避難促進施設から避難者の輸送手段確保について依頼があった場合、その調達・確保を行う。

北海道は、避難促進施設の避難に際して、東川町から要請があった場合、受入先の確保・調整や輸送手段等の支援を行う。

避難地域内に位置する避難促進施設については表2-12を参照

3.2 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応

(1) 突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→2又は4）

ア 協議会の構成機関の体制

東川町、上川町、美瑛町は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、図3-7のとおり、非常体制（災害対策本部の設置など）をとり、情報収集や協議会の構成機関の情報共有を図りつつ、登山者や要配慮者等の避難誘導等を行う。また、噴火の発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。また、必要に応じて、北海道知事（上川総合振興局長）に対し自衛隊への災害派遣要請を求める。

北海道は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、図3-7のとおり、非常体制をとり、情報収集や協議会の構成機関との情報共有、登山者・住民等への火山情報等の周知、合同会議等の開催準備等を行う。噴火が発生した位置や噴火の規模など状況がある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。また、必要に応じて、自衛隊への災害派遣要請を行う。

協議会の構成機関は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとり、北海道、東川町、上川町、美瑛町等と連携し、防災対応にあたる。

表3-7 協議会構成機関の体制

北海道	災害対策本部（噴火の規模等が判明した段階で、状況に応じた体制に移行）
東川町	災害対策本部（噴火の規模等が判明した段階で、状況に応じた体制に移行）
上川町	災害対策本部（噴火の規模等が判明した段階で、状況に応じた体制に移行）
美瑛町	情報連絡本部（警戒体制）

イ 情報収集・伝達

① 北海道

北海道は、ホームページ、消防防災ヘリ、報道発表等を活用し、東川町、上川町、美瑛町が住民、登山者等に対して行う周知活動について支援する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、登山者、要配慮者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

② 東川町

東川町は、まず「火山が噴火した」「緊急退避の実施」などの情報を、速やかに住民、登山者等に周知するため、防災行政無線、緊急速報メール、広報車での巡回、ホームページや各種SNSの活用、UHB地デジ広報、火口周辺の観光施設等への連絡による情報伝達等、様々な手段を活用する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難勧告・指示（緊急）等の発令等を伝達する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、登山者、要配慮者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

火口周辺の観光施設等は、噴火を認知した場合、東川町に直ちに通報するとともに、施設の被害や緊急退避した人数、負傷者の有無などの状況を整理し、東川町に報告する。

住民、登山者等への周知については、東川町として以下の内容を周知する。

<住民・登山者向けの周知内容（文例）>

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に大雪山（旭岳）で噴火が発生しました。
火口近くにいる登山者・観光客、住民等の皆様は、至急、近くの建物の中に避難するか、火口からはなれてください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。〇〇地区の住民等の皆様は避難準備を行い、お年寄りの方等は、〇〇（避難所）へ避難を開始してください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
(以上繰り返し)

<緊急時におけるメールの内容（文例）>（緊急速報メールは配信不可）

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に大雪山（旭岳）で噴火が発生しました。
火口近くにいる登山者・観光客、住民等の皆様は、至急、近くの建物の中に避難するか、火口からはなれてください。建物内では、施設の管理者の指示に従い、建物の外に出ないでください。〇〇地区の住民等の皆様は避難準備を行い、お年寄りの方等は〇〇（避難所）に避難してください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

③ 上川町、美瑛町

上川町、美瑛町は、まず「火山が噴火した」などの情報を速やかに登山者等に周知するため、観光施設等への連絡による情報伝達、ホームページへの掲載等、様々な手段を活用するとともに、町内の関係機関に情報を伝達し情報共有を図る。

その後、必要に応じて噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲などを伝達する。

また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

登山者等への周知については、以下の内容を周知する。

<住民・登山者向けの周知内容（文例）>

こちらは、上川町（美瑛町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に大雪山（旭岳）で噴火が発生しました。
火口近くにいる登山者・観光客等の皆様は、至急、近くの建物内に避難するか、火口からはなれ身の安全を確保してください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
（以上繰り返し）

<緊急時におけるメールの内容（文例）>（緊急速報メールは配信不可）

こちらは、上川町（美瑛町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に大雪山（旭岳）で噴火が発生しました。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

④ その他機関

警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、協議会の構成機関と情報を共有するとともに、救助の体制をとる。

ウ 入山規制等

火口周辺規制、入山規制及び避難準備の実施については、噴火警戒レベル2及び4の対応に準じて、必要な措置を講じる。

エ 登山者等の緊急退避とその後の避難誘導

東川町、上川町、美瑛町は、登山者等に対して緊急退避を呼びかけるとともに、火口周辺の観光施設等とも連携し、協議会での協議を踏まえ、緊急退避後の避難誘導にあたる。その際の避難は、徒歩や自家用車等で行うことを基本とするが、必要に応じて、バス等の臨時便を要請する等して迅速な避難に努める。

協議会の構成機関は、協議会において、登山者等の避難誘導の実施時期について協議する。また、東川町、上川町、美瑛町が行う登山者等の緊急退避後の避難誘導、輸送手段の確保等について支援する。

警察、消防、自衛隊は、東川町、上川町、美瑛町、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、登山者等の緊急退避後の避難誘導にあたる。

観光関係団体・観光関係事業者等火口付近で活動している機関・団体は、自らの安全を確保し、登山者等に対して、緊急退避の呼びかけや緊急退避の誘導を行う。

- ※ 登山者等の緊急避難とは、噴石等から身を守るために緊急的に「建物内に入る」、「建物内のより安全な場所へ移動する」、「より安全な別の建物へ移動する」等の行動を指す。緊急退避は、市町村の指示がなくとも、登山者等、もしくは避難促進施設が自ら、行うことが必要である。

オ 緊急退避を行わない登山者等の避難誘導

東川町、上川町、美瑛町は、登山者等のうち、居住地域に近い登山者等は、緊急退避を行わずに、規制範囲外へ避難する場合がある。そのため、火山活動の状況に応じて、協議会等での協議を踏まえ、緊急退避を行わずに避難する登山者等に対して、速やかに建物内等の安全な場所への緊急退避や速やかな規制範囲外へ避難をするように避難誘導を行う。

カ 避難所の開設等

東川町、上川町、美瑛町は、必要により避難してきた登山者等を一時的に収容するため、地域防災計画等で示された避難所等を速やかに開設し、登山者等の受入を行う。

また、東川町は避難準備・高齢者等避難開始の発令にともない、必要な避難所を開設し、避難者等を受け入れる。

細部については、噴火警戒レベル4に準じて必要な措置を講ずる。

キ 避難促進施設による避難誘導

避難促進施設は、突発的に噴火した場合、噴石等から登山者・観光客等を守るため、建物内等への緊急退避の誘導を行う。緊急退避後、必要に応じて、さらにより安全な避難所等への誘導を行う。また、避難促進施設は、施設に緊急退避した登山者や負傷者の有無等の状況を、東川町に報告するとともに、避難所への避難に時間のかかる要配慮者がいる場合は避難所への誘導を行う。

**(2) 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま居住地域に影響を及ぼす噴火に至った場合
(噴火警戒レベル2→5)**

ア 協議会の構成機関の体制

東川町、上川町、美瑛町は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、図3-8のとおり、非常体制（災害対策本部の設置等）をとり、避難誘導等を行う。噴火の発生位置や噴火の規模等状況がある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。また、必要に応じて、北海道知事（上川総合振興局長）に対し自衛隊への災害派遣要請を求める。

北海道は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、図3-8のとおり、非常体制（災害対策本部の設置等）をとり、避難誘導等を行う。噴火の発生位置や噴火の規模等状況がある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。また、必要に応じて、自衛隊への災害派遣要請を行う。

協議会の構成機関は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置等）をとり、北海道、東川町、上川町、美瑛町等と連携し、防災対応にあたる。

表3-8 協議会構成機関の体制

北海道	災害対策本部
東川町	災害対策本部
上川町	災害対策本部
美瑛町	情報連絡本部（警戒体制）

イ 情報収集・伝達

① 北海道

北海道は、ホームページ、消防防災ヘリ、報道発表等を活用し、東川町、上川町、美瑛町が住民、登山者等に対して行う周知活動について支援する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況等の情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

② 東川町

東川町は、まず「火山が噴火した」「緊急退避の実施」等の情報を、速やかに住民、登山者等に周知するため、防災行政無線、緊急速報メール、広報車での巡回、ホームページや各種SNSの活用、UHB地デジ広報、観光施設等への連絡による情報伝達等、様々な手段を活用する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難勧告・指示（緊急）等の発令などを伝達する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況等の情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

火口周辺の観光施設等は、噴火を認知した場合、東川町に直ちに伝達するとともに、施設の被害や緊急退避した人数、負傷者の有無等の状況を整理し、東川町に報告する。
住民、登山者等への周知については、東川町として以下の内容を周知する。

<住民・登山者向けの周知内容（文例）>

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に大雪山（旭岳）で噴火が発生しました。
入山している登山者等は、直ちに火口から離れ入山規制範囲外への避難をお願いします。
〇〇地区の住民等は、〇〇（避難所）まで避難してください。なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
（以上繰り返し）

<緊急時におけるメールの内容（文例）>（緊急速報メールは配信不可）

こちらは、防災東川です。
本日午前（午後）〇時〇分に大雪山（旭岳）で噴火が発生しました。
入山している登山者等は、直ちに火口から離れ入山規制範囲外への避難をお願いします。
住民等の皆様は、至急、〇〇避難所まで避難してください。なお、避難の際は、警察、消防等の指示に従ってください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

③ 上川町、美瑛町

上川町、美瑛町は、まず「火山が噴火した」等の情報を速やかに登山者等に周知するため、観光施設等への連絡による情報伝達、ホームページへの掲載等、様々な手段を活用するとともに、町内の関係機関に情報を伝達し情報共有を図る。

その後、必要に応じて噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲などを伝達する。

また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、登山者等の避難状況、地域の被害状況等の情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

登山者等への周知については、以下の内容を周知する。

<住民・登山者向けの周知内容（文例）>

こちらは、上川町（美瑛町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に大雪山（旭岳）で噴火が発生しました。
入山している登山者等は、直ちに火口から離れ入山規制範囲外への避難をお願いします。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。
（以上繰り返し）

<緊急時におけるメールの内容（文例）>（緊急速報メールは配信不可）

こちらは、上川町（美瑛町）です。
本日午前（午後）〇時〇分に大雪山（旭岳）で噴火が発生しました。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意して下さい。
詳しい情報が入り次第、またお知らせします。

⑤ その他機関

警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、協議会の構成機関と情報を共有するとともに、救助の体制をとる。

ウ 通行規制等

入山規制、避難準備及び避難の実施については、噴火警戒レベル5の対応に準じて、必要な措置を講ずる。

エ 住民等の緊急退避とその後の避難誘導

東川町、上川町、美瑛町は、登山者等に対して緊急退避を呼びかけるとともに、火口周辺の観光施設等とも連携し、協議会での協議を踏まえ、緊急退避後の避難誘導にあたる。その際の避難は、徒歩や自家用車等を行うことを基本とするが、必要に応じて、バス等の臨時便を要請する等して迅速な避難に努める。

協議会の構成機関は、協議会において、登山者等の避難誘導の実施時期について協議する。また、東川町、上川町、美瑛町が行う登山者等の緊急退避後の避難誘導、輸送手段の確保等について支援する。

警察、消防、自衛隊は、東川町、上川町、美瑛町、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、登山者等の緊急退避後の避難誘導にあたる。

観光関係団体・観光関係事業者など火口付近で活動している機関・団体は、自らの安全を確保し、登山者等に対して、緊急退避の呼びかけや緊急退避の誘導を行う。

※ 住民等の緊急退避とは、火山現象の到達が早く、避難が間に合わない住民等に対して、避難所等までの避難ではなく、近くの安全な建物や高台などの避難場所等へ移動するなど緊急的に行う行動を指す。住民等は、避難に間に合わないと判断した場合、自ら緊急退避を行う必要がある。

オ 緊急退避を行わない住民等の避難誘導

噴火発生後、避難勧告・指示（緊急）の発令とともに、避難対象区域からの住民等の避難誘導を速やかに行うことが重要である。

東川町は、あらかじめ設定されている避難対象地域（地区単位）に対して、避難勧告・指示（緊急）を発令し、避難の方向や避難所等についても周知する。

また、必要に応じて、住民等の移動手段、要配慮者のため福祉車両等の輸送手段を確保する。

協議会の構成機関は、東川町等が行う住民等の避難誘導、輸送手段の確保等について支援する。

警察、消防、自衛隊は、市町村、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行って、住民等の避難誘導にあたる。

カ 避難所の開設等

東川町、上川町、美瑛町は、必要により避難してきた登山者等を一時的に収容するため、地域防災計画等で示された避難所等を速やかに開設し、登山者等の受入を行う。

また、東川町は避難勧告・指示（緊急）の発令にともない、必要な避難所を開設し、避難者等を受け入れる。

細部については、噴火警戒レベル5に準じて必要な措置を講ずる。

キ 避難促進施設による避難誘導

避難促進施設は、火山現象から登山者・観光客等を守るため、東川町との協議により、避難所等まで避難誘導を行う。また、避難促進施設は、緊急退避を行い避難してきた登山者や施設利用者等の避難者数や負傷者の有無などの状況を東川町に報告する。

東川町は、火山活動の状況等を踏まえ、避難促進施設と協議し、避難所等までの避難誘導を実施する。また、必要に応じて、避難促進施設への緊急退避を呼びかける。

3.3 救助活動

(1) 救助活動の体制

ア 合同調整所（現地合同指揮所）等の設置等

警察、消防、自衛隊は、救助活動を円滑に行うために、現場活動での一体性、効率性、安全性等を考慮し、合同調整所（現地合同指揮所）等を設置するなど体制を整える。

イ 救助活動への支援体制

救助活動の対象範囲の検討・確認や活動実施の際には、警察、消防、自衛隊に加え、必要に応じて、火山専門家、山岳ガイド等が技術的な支援を行う。

救助活動を円滑かつ安全に行うために、登山ルートや山小屋等の施設の所在等火山や火山地域に詳しい者がいれば協力を依頼する。

ウ 活動基準の設定

警察、消防、自衛隊は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況等による活動基準を設定する。噴火時等における救助活動の可否の判断は、速やかに各部隊へ周知するとともに、判断に結びつく情報を入手した場合には、現場の合同調整所（現地合同指揮所）等から災害対策本部等に速やかに報告する。

気象庁、火山専門家、北海道開発局等は、監視・観測データ等から、火山活動の見込みや土砂災害の危険性等による活動基準の設定について助言を行う。

表3-9 天候や火山の状態による活動基準（例）

活動基準の種類	内容
火山性微動、火山性地震等による活動中止判断の基準	気象庁や火山専門家が観測データを確認し、火山活動に異常が認められれば、その情報をもとに災害対策本部等が救助活動の中止を判断する。
降雨による搜索中止判断基準	降雨開始見通し時間の3時間前までに、若しくは現地にて降水を確認した場合、搜索活動の中止を判断する。
降雨時の活動の再開基準	降雨停止後3時間以上が経過し、ヘリコプターによる上空からの調査を行い、ヘリコプター調査の結果を基に先遣調査隊を派遣し安全に活動できるかを確認する。 更に搜索活動を安全に実施できると判断した時点から7時間先まで降雨の見通しが無いことを確認する。
火山性ガスによる活動中止判断の基準	火山ガスの許容濃度 硫化水素 (H ₂ S) :10ppm、二酸化硫黄 (SO ₂) :2ppm

(参考) 御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会報告書

工 救助活動の範囲

警察、消防、自衛隊は、気象庁、火山専門家、北海道開発局等から、監視・観測データ等から予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲などについての情報提供、助言等を踏まえ、活動が可能な範囲を検討する。

オ 活動部隊の退避等が可能な場所の設定

警察、消防、自衛隊は、救助活動中に、異常現象が発生した場合や噴火した場合、一時的に、活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合、活動範囲から、救助活動を行う全員が直ちに避難できる避難所等を設定する。その際、救助活動を行う全員を収容するためにも、複数の避難所等を設定する。近くに避難できる避難所等がない場合は、車両による移動も検討する。

警察、消防、自衛隊は、退避もしくは避難後、速やかに避難等が完了したことを確認する。

(2) 住民等の救助活動

ア 要救助者情報の把握

北海道、東川町、警察等は、予め整備された避難対象者リストと避難所等で作成された避難者名簿等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

イ 搜索・救助活動

北海道警察、消防、自衛隊等救助に関わる機関は、共有された要救助者情報をもとに避難対象地域における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、搜索及び救助活動を行う。

(3) 登山者等の救助活動

ア 要救助者情報の把握

北海道、東川町、上川町、美瑛町、警察、消防等は、登山届等と火口周辺の観光施設等における緊急退避状況、下山した者からの情報、避難者情報等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

イ 搜索・救助活動

警察、消防、自衛隊等救助に関わる機関は、共有された要救助者情報をもとに、活動範囲における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、搜索及び救助活動を行う。

(4) 医療活動

北海道、東川町、上川町、美瑛町は、負傷者が発生した場合、公的医療機関において医療活動を行うほか、民間医療機関に対して、受入等の協力を求めるものとする。

また、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は国等に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣について要請する。

3.4 災害対策基本法に基づく警戒区域

東川町、上川町、美瑛町は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるとき、警戒区域の設定を行う。

また、すでに開設されている避難所等や住民、登山者等に対して、警戒区域を設定することを周知する。

なお、警戒区域の範囲については、気象庁、火山専門家等の助言も踏まえ、合同会議等で協議し設定する。

北海道は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるとき、東川町、上川町、美瑛町に対して、警戒区域の設定について助言を行う。

気象庁、火山専門家等は、東川町、上川町、美瑛町が警戒区域を設定する際に、助言を行う。

協議会の構成機関は、警戒区域の範囲について協議を行う。

北海道、東川町、上川町、美瑛町、警察、道路管理者は、警戒区域の設定に伴う通行規制等の実施や規制箇所の設置等を行う。

3.5 報道機関への対応

北海道は、報道機関への情報提供にあたっては窓口として情報を一元化し、協議会（または合同会議）で協議した対応方針や防災対応の状況について整理した情報を発信するとともに、観光関係団体・観光関係事業者等と共有する。また、必要に応じて、気象庁等の関係機関と合同で記者会見を行う。合同記者会見を実施するにあたっては、報道機関へ会見時間等を事前に周知する。

東川町、上川町、美瑛町は、住民、登山者等の避難や避難所等の状況等の防災対応、気象庁は噴火警報や火山の活動状況、火山専門家は専門的知見から火山の活動状況の解説、警察、道路管理者等は道路等の規制状況など、役割に応じて対応する。

なお、誤った情報や整合性のとれていない情報は、避難等の対応に混乱を生じさせ、さらには、地域産業への経済的被害を及ぼす可能性もあるため、報道機関への情報提供や報道機関を通じての周知については十分に注意する。

北海道は、報道機関からの取材や問い合わせに対しても適時対応するとともに、協議会の構成機関と情報を共有する。専門的な回答が必要となる場合になど、適宜協議会の構成機関に対応を依頼する。

東川町、上川町、美瑛町は、協議会（または合同会議）としての体制が整うまでの間や、地域住民等へのきめ細かな対応等に関する情報を発信する場合に備えて、町としても報道機関対応の窓口を設置する。

4 緊急フェーズ後の対応

4.1 風評被害対策

協議会の構成機関は、協議会（または合同会議）として報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める。

北海道、東川町、上川町、美瑛町は、噴火活動の沈静後、協議会（または合同会議）の協議を踏まえて、協議会の構成機関と連携し、地域の安全宣言を発表するなどして積極的な観光PR活動を行うなど、地域のダメージを軽減するよう努める。

4.2 避難勧告・指示解除、一時立入等の対応

(1) 避難勧告・指示（緊急）解除について

東川町は、避難勧告・指示（緊急）解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。避難勧告・指示（緊急）解除にあたって、避難対象地域（地区単位）で、帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成する。また、避難勧告・指示（緊急）を解除することを住民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等をもとに、住民等を対象とした説明会等を開催する。

北海道は、東川町と避難勧告・指示（緊急）解除に向けて協議・調整を行う。また、東川町が行う避難勧告・指示（緊急）解除についての住民等への周知活動を支援する。

気象庁、火山専門家、北海道開発局等は、火山の活動状況等から、避難勧告・指示（緊急）解除について助言を行う。

警察、道路管理者等は、避難勧告・指示（緊急）解除に先立ち、避難勧告・指示（緊急）の区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難勧告・指示（緊急）解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。

※噴火警戒レベル3を設定する場合の規制については、図4-1により措置を講ずる。

(2) 規制範囲の縮小又は解除

東川町、上川町、美瑛町は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。また、規制範囲を縮小または解除することを住民等に周知する。

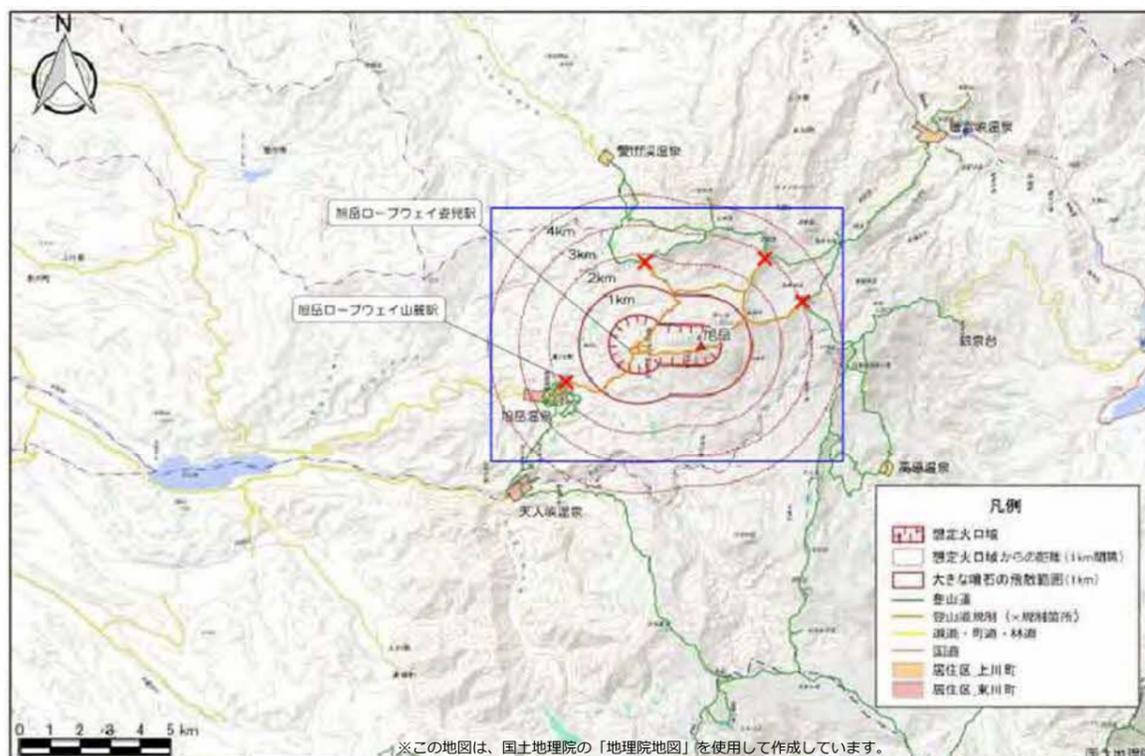
北海道は、東川町、上川町、美瑛町と規制範囲の縮小又は解除について協議・調整を行う。また、東川町、上川町、美瑛町が行う規制範囲の縮小・解除についての住民等への周知活動を支援する。

気象庁、火山専門家等は、火山の活動状況等から、規制範囲の縮小又は解除について、東川町、上川町、美瑛町及び北海道に助言を行う。なお、迅速で適切な規制範囲の縮小について助言するには、規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査が必要であり、北海道及び東川町、上川町、美瑛町等はその活動を支援する。

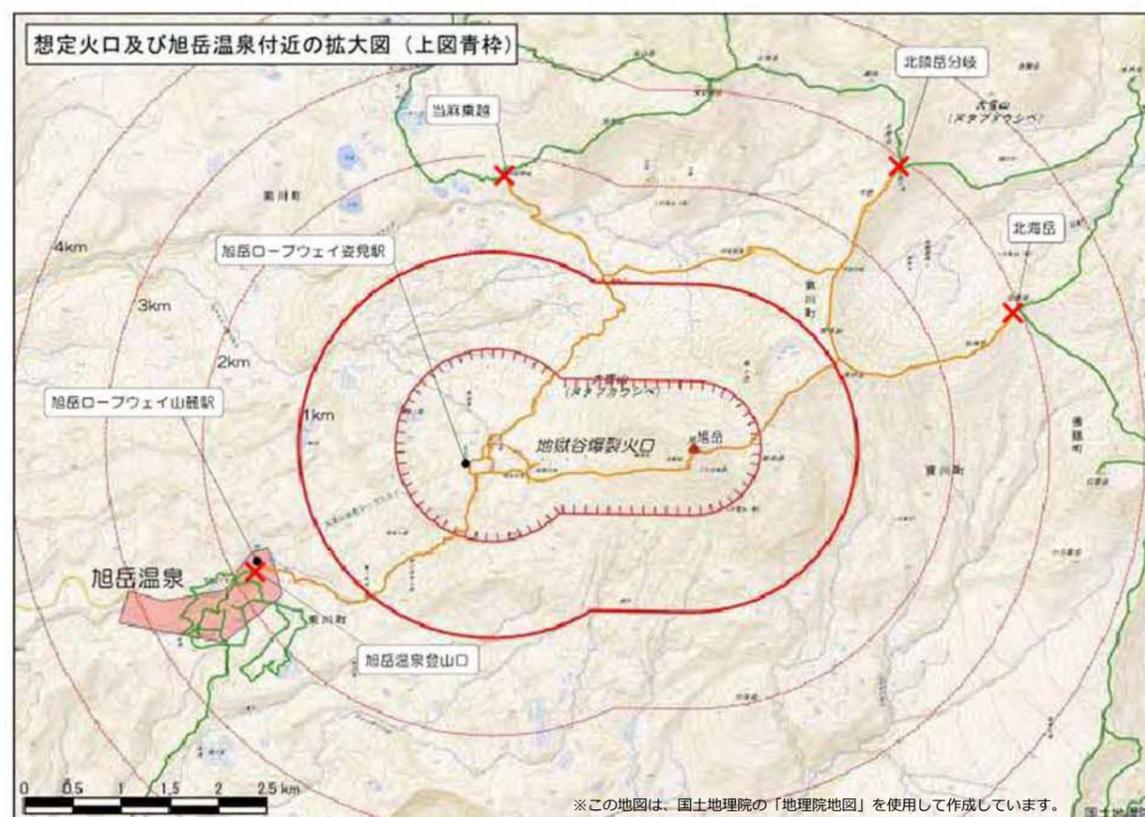
警察、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。

※噴火警戒レベル3を設定する場合の規制については、図 4-1 により措置を講ずる。

図 4-1 大雪山噴火警戒レベルと防災対応【噴火警戒レベル3】



予報・警報	噴火警戒レベル	保全対象施設・道路及び想定される防災対応
噴火警報	3 入山規制	<p>○想定火口域から概ね1km以内(居住地域近くまでの範囲)の立入規制等</p> <p>【居住地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じて旭岳温泉、天人峡温泉要配慮者避難準備 <p>【周辺施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭岳ロープウェイ運行中止(姿見駅閉鎖・職員避難) <p>【登山道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定火口域から概ね1km以内の登山道の立入規制 <p>東川町: 旭岳温泉登山口、当麻乗越 上川町: 北嶺岳分岐、北海岳</p> <p>※登山道は一本道であることから、防災対応としては想定火口域から概ね1km以内へ通じる登山道の登山口や分岐点付近で規制する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺登山口等での入山に関する注意喚起 <p>※立入規制箇所及び想定火口域から概ね1km以内は立入禁止であることを周知。</p> <p>東川町: 天人峡温泉 上川町: 愛山溪温泉、層雲峡温泉、高原温泉、銀泉台 美瑛町: 望岳台等</p>



※レベル3は、火山活動が高まっていく段階では使用せず、レベル4、5から下げる段階で状況に応じて発表する場合があります。

(3) 一時立入について

東川町は、一時立入の実施を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間などを設定し、一時立入を実施する。一時立入を実施する際には、一時立入を希望する住民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。また、一時立入者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバー等を活用し、緊急時において、避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。

北海道は、東川町と一時立入の実施に向けて協議・調整を行う。

気象庁、火山専門家等は、火山活動の状況等から、一時立入の可能な範囲や立入時間について、北海道、東川町に助言を行う。また、一時立入を実施するにあたっては、これに先立ち、気象庁、火山専門家等は、避難対象地域や警戒区域に立入り、現地調査を行う。

警察、道路管理者等は、一時立入の実施に先立ち、立入可能な範囲の道路状況等について安全確認を行うとともに、東川町が作成した一時立入者名簿を活用し、規制箇所等で、一時立入者の入退去の確認を行う。

5 平常時からの防災啓発と訓練

5.1 防災啓発と学校での防災教育

(1) 住民・登山者等への防災啓発

北海道、東川町、上川町、美瑛町は、住民・登山者等への啓発方法について協議会で協議する。火山防災マップや火山防災パンフレットを作成・配布や、気象庁と協力し、マップ等の説明会や防災講演会などを開催し、住民・登山者等の防災意識の向上を図る。

協議会の構成機関は、登山届等の提出について促進する

(2) 学校での防災教育

北海道、東川町、上川町、美瑛町は、協議会の構成機関と連携し、出前講座の実施等で、学校における防災教育を支援する。

5.2 防災訓練

協議会又は協議会の構成員は、単独もしくは合同で、噴火時等を想定した防災訓練を行う。訓練には避難に関わる住民、登山者、自主防災組織、関係事業者等にも参加を呼びかける。

協議会の構成機関による合同防災訓練については、協議会等において、訓練方法等を協議し実施する。

気象庁は、特に訓練の想定条件となる噴火規模や噴火シナリオ等について助言をする。